

新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局文書規程（平成11年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月24日

新潟県代表監査委員 野 上 信 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(文書取扱者) 第3条 事務局に文書主任を置き、総務班の事務を担当する職員をもって、これに充てる。	(文書取扱者) 第3条 事務局に文書主任を置き、総務班の事務を担当する主査をもって、これに充てる。